

平成22年7月6日
第2194号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（33・税務課）…………… 1
- 告 示
- 建設業の許可の取り消し（337・鹿角地域振興局総務企画部）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（338・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（70）…………… 2
- 政治団体の解散の届出（71）…………… 3
- 政治団体の収支に関する報告書（72）…………… 3
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（73）…………… 4
- その他
- 平成22年度行政書士試験の実施（総務課）…………… 5

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年七月六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十三号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第三十二条の二第二項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条の二第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

第二十七条第一項第二号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金通法」に、「第三条」を「第九条」に、「助成に係る」を「利子補給に係る同法第二条に規定する」に、「貸付の」を「貸付けの」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県県税条例施行規則第二十七条第一項第二号の規定は、平成二十二年十月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第337号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月6日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成22年6月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社佐藤組
鹿角市尾去沢字獅子沢12番地
代表取締役 佐藤 諭
秋田県知事許可（般-21）第2085号
- 3 処分の内容

大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年6月23日付けで大工工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第338号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年6月28日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐藤由板金工業所

秋田市将軍野桂町14番24号

佐 藤 憲 策

秋田県知事許可（般-19）第7676号

3 処分の内容

板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年6月28日付けで板金工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成22年5月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
加藤和夫後援会	主たる事務所の所在地	山本郡八峰町八森字釜の上 83-1	山本郡八峰町八森字滝の上 63-1	平成22年5月6日
幸福実現党秋田北後援会	会計責任者	小 松 輝 雄	日 沼 幸 隆	平成22年5月6日
秋田県電気工事政治連盟	政治団体の名称	秋田県電気工事政治連盟	全日電工連政治連盟秋田県支部	平成22年5月7日
安藤武後援会	代 表 者	佐 藤 善 郎	鈴 木 勇 臣	平成22年5月10日
	会 計 責 任 者	清 水 洋 輔	佐 藤 善 郎	
獅子の会	公職の候補者の氏名及び公職の種類	村岡 敏英、参議院議員	村岡 敏英、衆議院議員	平成22年5月10日
村岡敏英後援会	公職の候補者の氏名及び公職の種類	村岡 敏英、参議院議員	村岡 敏英、衆議院議員	平成22年5月10日
虻川ひさたか後援会	会計責任者	虻 川 孝 子	原 田 俊 幸	平成22年5月17日
勝山会	会計責任者	佐 藤 雄 二	井 上 健	平成22年5月19日

秋選管告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年5月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県由利本荘市第七支部	村 岡 敏 英	平成22年4月22日	平成22年5月10日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
千葉文吉後援会	中 島 秀 雄	平成22年4月29日	平成22年5月10日
藤野きみたか秋田県後援会	渡 邊 靖 彦	平成22年5月7日	平成22年5月10日
鈴木一後援会	樽 川 勉	平成21年9月30日	平成22年5月11日
大山義昭後援会	納 谷 孝 三	平成22年5月12日	平成22年5月17日
村岡秀一後援会	伊 藤 修 吉	平成22年5月16日	平成22年5月18日
佐々木重人と元気な秋田をつくる会	佐々木 重 人	平成22年5月26日	平成22年5月31日

秋選管告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成22年7月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 藤野きみたか秋田県後援会（平成22年分）

報告年月日 平成22年5月10日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 161,954円

前年からの繰越額 161,926円

本年の収入額 28円

(イ) 支出総額 161,954円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入 28円

合 計 28円

(イ) 支出の内訳

経常経費 4,443円

備品・消耗品費 3,843円

事務所費 600円

政治活動費 157,511円

組織活動費	46,464円
寄附・交付金	111,047円
合 計	<u>161,954円</u>
政治団体の名称 村岡秀一後援会 (平成22年分)	
報告年月日 平成22年5月18日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	<u>41,842円</u>
前年からの繰越額	41,842円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>
政治団体の名称 佐々木重人と元気な秋田をつくる会 (平成22年分)	
報告年月日 平成22年5月31日	
法第19条の7第1項第1号、2号に係る国会議員関係政治団体	
佐々木 重人 衆議院議員	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	<u>39,195円</u>
前年からの繰越額	39,195円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>30,000円</u>
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
経常経費	30,000円
事務所費	30,000円
合 計	<u>30,000円</u>

2 収入及び支出のない団体

(1) 政党

政治団体の名称	報告年月日
自由民主党秋田県由利本荘市第七支部 (平成22年分) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	平成22年5月10日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
千葉文吉後援会 (平成22年分)	平成22年5月10日
鈴木一後援会 (平成20、21年分)	平成22年5月11日
大山義昭後援会 (平成22年分)	平成22年5月17日

秋選管告示第73号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年7月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をし	公職の種類	取り消した資金管理団体	届出年月日

た者の氏名		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
佐々木 重人	衆議院議員	佐々木重人と元気な秋田をつくる会	大館市小館町7-64	佐々木 重人	平成22年5月31日

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による秋田県知事の委任に係る平成22年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成22年7月6日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成22年11月14日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

秋田市手形学園町1番1号 秋田大学手形キャンパス

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等

(ア) 出題数 46題

(イ) 内容等 憲法、行政法（同法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年4月1日現在施行されているものに関し出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等

(ア) 出題数 14題

(イ) 内容 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、(1)アは択一式及び記述式、(1)イは択一式とする。

なお、(1)アの記述式の出題は、40字程度で記述するものとする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成22年8月2日（月）から同年9月3日（金）まで

イ 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（あて先は、印刷済）。平成22年9月3日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内を参照のこと。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

郵送を希望する者は、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号・A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、あて先まで郵便で請求すること（平成22年8月27日（金）までに必着のこと。）。

配布期間	あて先
平成22年8月2日（月）から同月27日（金）まで	郵便番号100-8779 郵便事業(株) 銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間	配布場所
平成22年8月2日(月)から同年9月3日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで	東京都千代田区日比谷公園1番3号市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター
平成22年8月2日(月)から同年9月3日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで	秋田市山王四丁目1番1号 秋田県総務部総務課
	鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局総務企画部
	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 秋田県北秋田地域振興局総務企画部
	能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局総務企画部
	秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局総務企画部
	由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局総務企画部
	大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局総務企画部
横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局総務企画部	
湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局総務企画部	
平成22年8月2日(月)から同年9月3日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで	秋田市山王四丁目4番14号秋田県教育会館四階 秋田県行政書士会

財団法人行政書士試験研究センター以外の配布場所においては、備え置く試験案内及び受験願書の数に限りがあるため、配布できない場合がある。

(2) インターネットの利用による受験申込み

ア 受付期間

平成22年8月2日(月)午前9時から同月31日(火)午後5時まで

イ 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ

(<http://gyosei-shiken.or.jp>) のインターネット出願画面に接続し、必要事項を入力すること。

ウ 受験手数料

7,000円

納付方法は、クレジットカード(VISA、Master又はUCのもので、かつ、受験申込者の名義のものに限る。)による決済のみとする。

納付された受験手数料は、原則として還付しない。

(3) 連絡先

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者については、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立って4(3)へ相談すること。

6 合格の発表の日時及び方法

(1) 日時

平成23年1月24日(月)午前9時

(2) 方法

合格者の受験番号を、財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及びホームページに掲示し、及び表示するとともに、受験者全員に可否通知書を郵送する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号